

議長（高橋千春）

次に日程第一の福生町職員の旅費に関する条例の部を改正する条例について議案第三十三号を議題に供します。事務局長として議案の朗読をいただきます。

事務局長（生田国利）

朗 読

議長（高橋千春）

理事者より提案理由の説明をお願いします。

一 助役（藤崎俊夫）

議案第三十三号福生町職員の旅費に関する条例の部を改正する条例について説明申し上げます。本条例により議員報酬を改正した際に最近における物価の上昇等に対応して相当額の引き上げを行う。ためあります。今回は役場職員の旅費についても最近における経

福生町議会

議案第四号

済事情の変動に即応するため、所要の改正を行なう。本案を提出し、次第でござります。改正する部分は別表にござります。支給額の表にあり。ただ、事務局長が朗読した通り、役については日当を議員さんより若干低くした以外は議員さん並に職責に応じた歩合制の支給方式を用いた次第でござります。なお宿泊料は甲地方、乙地方と分けてあり、甲地方と分けるのは大体、大郡市が甲地方でその他、地方出張が乙地方と分けることになっております。随分内容が厳格を賜ります。して可成りうんことをお願いいたします。

議長（高橋千春）

これより質疑を行います。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（高橋千春）

これにて質疑は終結いたしました。

準、わきには賦課使用料をふたたく率に改めらるゝたのでその条例改正に即ちして福生町常居住宅使用条例も本案の通り改正しようとするのであるが条例改正案を提出した次第でございます。逐条的に即ち説明申し上げると、第二三条であります。これは町常居住宅使用申請者の資格を定めた規定でございます。現行条例では収入月額が二万三千円と三万三千円以下の者が入居資格があつたのです。最近にわけると給与水準の引き上げに即ちして入居資格を引き上げ、収入月額三万円と三万三千円以下の者が町常居住宅に入居する資格があつたことに改めようとするのでございます。この額が第一種公営住宅の全国的な入居資格基準でありまして町常居住宅は第二種の住宅にあつたのでございまして、この改正のことは多岐条例の改正では第二種の住宅について今まで一万三千円までは入居しようとしていたか、これを収入月額三万円までは入居しようことに改正されてお

す。次の第七条は町長が公営を行はねば町常居住宅を使用させることができない範圍を定めた規定でございます。たとえば都市計画事業とか、土地区画事業のたけに立ち退きを命ぜられ、その者が優先的に入居させられることがございよう規定を設けておるのでございます。昨年防災建築街区造成法という法律がございまして、都市における大木がございとか大災、そういうたもの、防災防止を建設大木が関係する町村の申請に基づき都市計画区域、域内にあるいは防火地域内の土地を防災建築内区に指定したて、不完全な木造建築を創却して完全な防災建築物をその地区に建設しようとするものであります。福生町にはまだございせんが防災建築街区造成事業のたけに立ち退きを命ぜられたもの、優先的に町常居住宅に入居させようとかございよう、改正しようとするものであります。第二三条は収入超過者の公営住宅明け渡しの規定であります。現行条例では三年以上町常居住宅を使用

してふる着る収入月額額三万二千円を越える時には、その町営住宅を
明け渡さなければならぬという規定があるをござります。こゝも又、
物価の上昇等に即応してその規定限度額を三万二千円から三
万二千円に引き上げようとするものであります。次の第三十二条は
賦課使用料するは、その割増家賃の規定であり、現行条例では町
営住宅使用者の収入が三万二千円を越え四万五千円以下の場合、賦課使
用料を家賃の二割、四万五千円を越える場合には家賃の四割を賦課使用
料として納めなければならぬということにはなっておりますが、この制限
額を三万二千円を越え四万五千円以下の場合には二割、四万五千円を
越える場合には四割というように賦課使用料をつたなく範囲を緩
和しようとするものでござります。次の第三十三条は町営住宅使用者
の町長に対する収入報告権利の規定をござります。こゝも第三十二条と
同じ理由から報告をしなければならぬ金額の基準を物価の上昇に

即応して緩和しようとするものでござります。最後に附則が二項ござります
が三項とも冒頭に甲一と述べたように昭和四十二年一月一日から一挙に割増
家賃、賦課使用料と多くの附帯は付つかと、声か政府部内でもう
まい、その取極からみた経過規定であります。第三項の規定は、どう
おんの間不良住宅といたつた町営住宅の入居者かその住居の撤去に伴い
他の町営住宅に入居資格を甲一込んだ場合には収入が三万二千円を越え
る場合でも入居資格はあつた。又第七項もどうおんの間第三十二条の
入居基準額が三万二千円を越える場合にはなく回す五千円を越える
場合のみその義務を課するようになり、第三十三条に定めた賦課使用
料は、どうおんの間収入基準額が四万五千円を越える場合の二割を課
するものとしようということ。現在の住居事情等を考慮に入れた上、
の急激な制度の改革を避けるようとする経過措置の規定であります。
なにと、内容議を述べた。こゝで可決あらんことをお願ひつた。す。

議長（高橋千春）

こゝより質疑を行つて可い。

（異議ありと呼ぶ者あり）

議長（高橋千春）

こゝにて質疑は結了いたしました。

議長（高橋千春）

おはかりいたします。議案第二十四号は原案通り決するに、市異議ありませんか。

（異議ありと呼ぶ者あり）

議長（高橋千春）

市異議ありと認めます。さうなれば議案第二十四号は原案通り可決いたします。

議長（高橋千春）

次に日程第三十三号議会の議決又は住民の一般投票に付すべき財産管理物件又は議会の議決に付すべき契約に関する条例の一部を改正する条例について議案第二十五号と議題に供します。事務局長より議長の朗読をいたさせます。

事務局長（生田国利）

朗 読

議長（高橋千春）

理事者より提案説明を致します。
（助役（塚崎俊夫）

議案第二十五号議会の議決又は住民の一般投票に付すべき財産管理物件又は議会の議決に付すべき契約に関する条例の一部を改正する条例について説明申上げます。この条例は二に申し述べた地方自治法の規定に基き所定する特に重要財産管理物件の処分又は一

定金額以上の要する契約については必ず議会の議決を得なければなら
ないというのと取りまとめた条例であります。今回この条例を改正
しようというのは議会に提案しなければならぬ契約範囲の規定を
本案の通り改正しようということに本案を提案した次第であります。た
えば工事請負契約の場合現行条例では予定価額五十万円以上の工事
請負価額はすべて議会の議決を得るものとなっておりますがこの金額
は七年前の昭和三十一年に決定されたものであります。又今日の議会にお
いても物価の高騰あるいは事務能率の増進というところから契約金額の
限度額を上げたいという意見も承りおた。他の市町村
の例を調査したところ、議会にかけなければならぬ契約の市町村
の契約限度額に比べて低額というところを判明したのでございます。所以
おいても国分町、国分寺町の議会の議決を要する契約限度額は相
当高いのであります。が、今回も提案申し上げた契約限度額の改正

案とはりの市町村それから衛生、消防、福祉の三町をやる方向で
衛生組合議会にかけなければならぬ限度額、これと同じようないというこ
うなところあります。これは一般競争入札のものは指定入札、それから契約の
種類、たとえば工事請負契約のものと長期契約によるもの、現行
額と改正額を並べておろすの必要はないか、実質的な内容としては市町村
において現行条例の議決限度額と同じようにしてあります。事務能
力の増進、又七年前に決めた現行条例というところになります。物価の上
昇と一年間で相当上っておりますので、いとも原案通り即可決あらん
ことをお願いたします。

議長（高橋正春）

はい、より質疑と行います。

（異議ありと叫ぶ者あり）

議長（高橋正春）

いづく質屋は結納したります。

議長(高橋千春)

おはかりました。議長第三十五号は原東通り決すものと町会議決
りませんか。

(町会議決と認めます)

議長(高橋千春)

町会議決と認めます。よって議長第三十五号は原東通り可決した
ります。

議長(高橋千春)

次に日程第四回助役選任同意方につて議長第三十三号と議題に付
します。事務局長として議長の朗読をいたさせます。

事務局長(生子国利)

朗 読

福生町議会

議長(高橋千春)

理事者から議案理由の説明を求めます。

町長(瀬古清蔵)

内提案第一として議案第三十三号について、土木、水道等を担当
して、川原助役が任期満了近く、とうとうと検討し、慎重に考え合
わねばならぬ。現在の町会、そのおのる事業面を考えた結果と
して、横ばいとなり、土木、川原助役にもう一度就任して、たか
さの福生町の発展のためには、たういてもらいたい。考え、今日の
議会にその同意
方とお願ひ申し上げる次第であります。地方自治法、第百六
十五条の規
定により、議会の同意方とお願ひいたします。現在の町の現況を
い分、所
決した。川原助役も四年間、もう一期はたういて、たか、けり
よう、内
政力
願ひたいと思つます。

議長(高橋千春)

いふより質疑を行はす。

(異議ありと叫ぶ者あり)

議長(高橋千春)

いはく質疑を終結したるなり。

議長(高橋千春)

おわかりなす。ただ今議題となつてありす。議案第三十二号は
いつて同意するものと内異議ありせんぬ

(異議ありと叫ぶ者あり)

議長(高橋千春)

内異議ありと認めす。さう議案第三十二号は同意するものと
決定いたす。

議長(高橋千春)

おわかりなす。ここに休憩したいと思ふす。かゝる内異議あり

せんぬ。

(異議ありと叫ぶ者あり)

議長(高橋千春)

内異議ありと認めたが、さう暫時休憩したるなり。

休憩 十三時 八分

開会 一時 二分

議長(高橋千春)

休憩前に引き續き会議を用さす。

議長(高橋千春)

日程に入らる前に先程の同意したる事、大川隆助氏より内挨拶
を願ふす。

助役(川隆金吉)

挨拶

議長(高橋千春)

日程第五契約締結について議案第三十七号を議題に供します。
事務局長より議案の朗読をいたさします。

事務局長(金子国利)

朗 読

議長(高橋千春)

理事者より議案理由の説明をいたします。

八助役(藤崎俊夫)

議案第三十七号契約締結について説明申上げます。福生町におけるちゅうぎの収集及びその処分は昭和三十一年度から昭島市にあり、本県紙蔵の川鍋組と委託契約を締結をいたし、川鍋組自ら責任において使用人夫四人にリヤカーを引かせ川鍋組が収集し、そのちゅうぎを川鍋組が飼育する牛を頭あきりに飼ひ

て飼ひつておられます。そういたして三十一年からやっております。

昨年度は月額一萬五千円の契約締結をいたしておりますが本年度はぜひ仕事をやりさすべくという話があったのでござります。調べたところを川市にも同じ用い入いがあるためござります。川市はその

後塵芥処分を機械にかえそうを福新としては今ただちにどうというわけにはござりませんのでぜひやうくというのを強く要請いたし、もうそれでは三十万円のたきすすいはやらせていただくこと

一ようという返事があったのでござります。三十万円でござり、財政的にも困難であるというので交渉し、結論的には一カ月十五万円、但

し二日から一月までの五カ月間はちゅうぎをたくさんある関係と人夫と一人ふさはなければならぬので月三万円増というところ一カ月十五万円は二日から一月までは十八万円というところになる、昨年度の契約額は一萬五千円に比較して一と相当な値上げ

てござります。一か一他国において一般の労働賃金も、こゝ年で異常
に高騰を来し、川鍋組では現在人夫一人に三万五千円を支払つてお
り人夫四人、運転手一人としても一月十八万円はかかることになつた
ばかりです。か収集を町でやるとしても人件費のほかに捨場の処理
費又車輛の減価償却を加え多と一月二十万円でござります。これは
明らかでござります。昨年と比較して大幅な値上げでござります。か事情
はさうつうでござります。川鍋組からはいはい町のちゆうき収集
はストップをさざるを得ないというふうな事情でござります。せいで原案
通り内可決のりんことをお願ひ申して下さいます。

議長(高橋千春)

こゝより質疑を行つます。

(異議はーと呼ぶ者あり)

議長(高橋千春)

こゝにて質疑を終結いたします。

議長(高橋千春)

おけかりいたします。議案第三十七号は原案通り決す。内異議
ありませんか。

(異議はーと呼ぶ者あり)

議長(高橋千春)

内異議はーと認めます。さうして議案第三十七号は原案通り
可決いたします。

議長(高橋千春)

次に日程第三十二契約締結について水道関係議案第三十八号を議
題に供します。事務局長として議案の朗読をいたさせます。

事務局長(金子国利)

朗読